

救急・火災の状況

救急

平成23年の救急出動件数は810件(前年比99件増)で、急病、一般負傷、転院搬送(病院間の搬送)の順に多く、搬送した人は758人(前年比87人増)となり、人口割では町民の約24人に1人が救急車を呼んだこととなります。救急出動件数は年々増加の傾向にあります。



■ 受講してみませんか 普通救命講習

救急隊が到着した時に心臓や呼吸が止まっていた件数は28件で、そのうち家族やそばに居合わせた人が心肺蘇生法(胸骨圧迫・人工呼吸)を行っていたのは10件でした。心臓や呼吸が停止した方に救急車が到着するまでの間、心肺蘇生法等の救命手当を実施すれば命が助かる可能性が高くなります。

消防署ではAED(自動体外式除細動器)を用いた心肺蘇生法や止血法などを習得できる普通救命講習を実施しています。適切な救命手当を身につけるために救命講習を受講しませんか。

▼日時 毎月第4日曜日 13時～16時

▼場所 当別消防署(錦町)

▼内容 心肺蘇生法・止血法など

◇一度受講した方は2年毎に再講習の受講をお勧めします。

◇各団体などグループで申し込む場合は、受講希望日に実施することもできます。

▼詳細 当別消防署救急救助課救急係(☎23-2537)
石狩北部地区消防事務組合ホームページ
<http://www.ishikari-hokubu119.jp/>

■ 民間の救急車(有料)があります

救急車を利用するほどの「緊急」ではない「入院や通院・転院」などに広く利用することができ、応急手当ができる有資格者が乗っています。

▼石狩北部地区消防事務組合認定事業者

介護タクシー さっぽろ福祉交通

当別町太美町 2343-100 (☎0120-09-6721)

■ 当番医を確認しましょう

救急当番病院は新聞や町広報、町ホームページ(休日等急患診療当番医カレンダー)で確認することができます。消防署代表電話(☎23-2537)に電話をしていただいても当番病院の案内をしています。

救急車の適正利用にご協力を

救急車で搬送した人の約半数は軽症(入院を必要としない状態)でした。中には打撲や切傷など明らかに緊急性が低いと思われるものや、夜間・休日等で診てもらえる病院が分からないから救急車を呼ぶというケースも見受けられます。

このような救急車の利用は、緊急性があり本当に救急車を必要としている人に対して適切な救命処置等が遅れて救える命が救えなくなる心配があります。救急車の適正利用について、ご理解とご協力をお願いします。

火災



平成23年中の火災件数は12件で、前年より3件の増加となりました。

建物火災は7件発生し全体の58%を占め、このうち住宅火災(併用住宅含む)は4件あり、り災者は3世帯10人、火災による負傷者は4名発生しました。火災による損害も64,850千円で前年より62,643千円の増加となりました。火災の原因は、建物火災では「ストーブ」「こんろ」、車両火災では「内燃機関(エンジン)」等があげられます。

火災は少しの不注意、油断から発生し、皆さんの大事な生命、財産を一瞬に奪ってしまいます。家庭、職場など日頃から防火意識を高め火災発生を防ぎ、災害の無い当別町を目指しましょう。